

一般社団法人  
広島県配置医薬品連合会  
新年理事会

平成24年1月19日 広島市文化交流会館 参加役員 17名  
司会 金田和宏副会長 記録 笠野高志理事

14時 司会者が開会を宣言する

小畠会長は、新年挨拶・出席者に感謝の言葉を述べ、意見交換の時間を多く取るので忌憚りの無い意見を求める、前向きな運営を行いたいので引き続き協力をお願いする。

議長選出 司会者一任で門那良三副会長が選出される。

議長は、会長に会務報告を依頼する。

会務報告（年末年始行事）薬事衛生大会・顧問県議・薬務課長への新年挨拶と薬業団体新年互礼会が、配布資料とスライドを使い報告された。

議長は、次に平野克重会計に新年度会計状況報告を求める。

1月18日時点の会費の徴収状況

55業者 従事者212名 計267名分

未納業者5業者を確認するが、病気療養中等もあり実質3業者である。「再度連絡する」

現在4,426,000円の入金を確認、(新会員1業者2名)・廃業・休業者等去年と比べると1割程度の減収見込み。

予算に関しては、減収は想定範囲の内容であり予定の会費は概ね徴収出来ている。

引き続き、会長より行事日程が発表される

4～5月新規薬事講習会（県薬務課主催）は4月実施で希望している。

7月7日 車椅子贈呈式

6月14日、10月11日 資質向上薬事講習会 広島市文化交流会館

予備研修・試験対策研修会は7月末～8月初めにかけて1日8時間の開催を予定する。

通信教育解答期限9月15日

11月8日 第40回定期総会・申請書一括受付会

40周年の記念行事は平成25年であるので来年検討する

通信教育は例年通り、6月の薬事講習会で配布する。

「講習会・総会等の日程は薬務当局と確認済」

議長は質問等の意見を求めて、引き続き検討事項及び意見交換に入る。

未受講者対策の件「以下」

---

各 位

平成 24 年 1 月 19 日  
(社)広島県配置医薬品連合会

未受講者の申請について(通知)

資質向上 30 時間講習を担保出来ず、受講証明書を申請書に添付出来ない方の取扱について、県薬務課の対応に関してお知らせいたします。

今後、申請時に受講証明書が添付されなかった場合、申請書受理の条件として

- ① 受講を確約する書類の提出を求める。(確約書)
- ② 30 時間研修が担保出来ると認められる団体等への加盟を確認する。  
( 連合会への加盟を確認する。 )

県薬務課提出の確約書は、個々の事案により書式は異なるが、次回申請時に受講証明書の添付が無く研修を受講していない場合は申請を受理されなくても異議を唱えませんが、等の内容。

◆**注意** 確約を守らない場合は、従事届・身分証申請・業許可更新申請等、を受理されなくなり、既存配置の場合は業を続けられなくなる恐れがあります。

新法業者に従事する、登録販売者の研修について、既存配置業者と共に受講を求める、座学は必修、通信は希望者のみとする。

申請時には既存業者と同じく、受講証明書の添付は申請書受理の条件とする。

以上、平等、公正を鑑み昨年末より当会と広島県薬務課との間で協議の末、決定する。薬務課長より、その旨を会員に周知するようにとの事である。

文責 小島恒治

---

薬務課の対応について別紙配布の文書を会長が説明した。  
23 年末に 2 業者が呼び出された事実を説明、「非会員業者」

#### 試験対策の件

門那副会長より説明 今年は 1 日の講座、8 時間を予定  
会場は薬剤師会館・RCC 文化センター等を検討中

登録販売者試験日程は例年通り 6 月受付 8 月試験実施の予定

#### 会員登録更新確認カードの件

小池副会長より説明

連合会会員の登録更新データを映写して説明する。コピーして提出する簡素な様式にしたことにより、全会員を確実に掌握する。資質向上 30 時間研修者を確実に担保出来る体制を整えている意義を伝え、このたびの新・旧許可証・身分証・ネームプレートのコピー提出等の協力を感謝する。

全ての会員をデータベース化して把握しているが、平成 24 年になり新法移行業者及び身分証明書更新変更等の連絡が済んで無い方は、速やかにコピー提出を事務局までお願いする。

#### 親睦事業・事業部関連事項は小野事業部長より

車椅子募金残金が 48,000 円程度に成っている協力を依頼する。

献血協力は例年通りに実施する予定。

親睦会は釣りができるところを企画した、4 月 14～15 日(土・日)

現地集合現地解散で福山地区「横島」1 泊 個人負担 8,000 円程度を予定

3 月に正式に案内を郵送するので是非ご参加下さい。

#### 新法移行の件・業界組織問題について議長を中心に意見交換

5 月末で登録販売者受験資格はなくなるが、受験資格の廃止、延長はあるのか？

6 月 1 日にはどちらにしても結論はでるのでは？

それが分かるまで準備しておいたほうがよい。

新法の一般従事者の取り扱いをどうするか。

業界組織問題は現在 4 団体が全国組織として有るが混乱している、独立運営している当会を参考にしたいと申し入れがあり数県に資料等を送っている現実を説明する。

#### ホームページの説明

小池副会長より当会ホームページを映写しながら説明がある。

書式のダウンロードや研修修了者の公表等を説明、引き続き充実に努める。

薬事講習会の講習内容及び講師について

消費者センターにも講義を依頼している。又引き続き県薬剤師会・県薬務課担当官・当会委員会等を予定する、要望等は、小池委員長・小嶋会長まで願います。

薬事貢献賞について

6月の講習時、65歳以上の登録販売者試験合格者の表彰 今年1名予定  
殆どの合格者は把握しているが、対象者があれば連絡をお願いします。

---

## 放置得意整理の件

放置得意対策ガイドライン 案「別紙」

広島県配置医薬品連合会 会員各位

検討案件 趣旨

※一般社団法人広島県配置医薬品連合会(以下、連合会。) 放置得意対応策について  
近年薬務当局及び消費者センターより置き薬業者が放置している配置先(以下、放置得意とする)の連絡を頂く事態が、増加傾向であります。

事例の多くには、配置箱や置高伝票等に記載してあるべき業者連絡先に対して、

- ①連絡が取れない。
- ②長期間にわたって訪問が無い

これらの案件であります。

例・5年以上放置・配置期限切れ商品の混在の実態・すべて配置期限切れ等

業界の現状を考慮すると今後このような配置箱が増加すると思われ、当連合会としても何らかの対応が求められると存じます。

お客様に安心して配置薬をご利用頂くためにも、薬務行政当局対応も含めて、このまま放置する事は出来ないと思うところです。

そこで、業界団体として放置得意の整理に関して当連合会のガイドラインを制定したいと思えます。

## 放置得意の対応策ガイドライン(案)

以下の条件を満たす放置得意については、その運用基準に準じて処理するものとする。

- ① お客様及び当局(消費生活センター・県庁薬務課)より処理について依頼のあるもの。

- ② 置き薬設置業者(所有者)に連絡が出来ないもの。
- ③ 広島県の業許可名簿に記載の無い業者のもの。
- ④ 5年以上訪問の無いもの。

4つの条件を満たす案件には、当連合会の運用基準において、適切に処理する。

※お客様の御迷惑に成らないように、配置販売業の信用を失う事を避ける為にも、  
以上の提案を致します。

個々の案件において事情を考慮する事も必要があると思われませんが、四条件が満たされる案件に関して、一般社団法人広島県配置医薬品連合会の責任において処理対応することにする。

☆放置得意の対応策ガイドライン 運用マニュアル (案)

以下の条件を確認してA～Fの流れに準じ運用すること。

放置得意破棄処理基準条件

- ①処理を始めるときには、必ず次のいずれかの依頼があること。  
お客様直接及び行政当局(消費生活センター・県庁薬務課他)
- ②置き薬設置業者(所有者)に連絡が出来ないこと。  
当連合会事務局に、業者名簿があるので要確認すること。
- ③広島県の業許可名簿に、記載の無い業者であること。
- ④最終入替後、5年以上の訪問が無いこと。

**A 依頼** クレーム処理依頼受ける

①お客様直接の場合

連合会事務局(執行役員)に放置得意処理報告書の使用の許可を得る。

②行政当局の場合

連合会事務局(執行役員)から、お客様地域の連合会業者(既に申し合せ事項に賛同し参加可能な業者)に放置得意処理報告書の使用の許可を委託する。

**B 確認** 担当業者は、直接お客様宅に訪問し、放置得意置き薬箱が、  
上記4条件を満たすものであることを確認する。

**C 手続き** 連合会発行の放置得意処理報告書に記載する。

※注意点としてお客様の記名押印を必ず頂くようにする。トラブル回避の為

**D 破棄方法**

①お客様に直接破棄して頂く。

②担当業者がお預かりして破棄する。

※破棄処理については、各市町村区域・地域のごみ処理方法に従って行う。

**E 報告書の提出保管 並びに F 結果報告**

報告書類の保管は、当連合会で、3年間保管する。

尚、行政当局からの依頼の場合 結果報告を当連合会執行委員が当局へ行うこと。

---

以上 小池副会長より説明

ガイドライン運用マニュアル案の提案

消費者センター及び薬務課と連絡を取り合っていきたい。

その他

昨年11月静岡県で大手配置販売員のわいせつ事件があり、裁判事件と成っている。

昨年12月埼玉県で配置大手メーカーの販売子会社が商取引法、現売販売の薬事法違反があり埼玉県薬務当局より指導を受けた。

以上、情報提供として説明される。

登録販売者の資質向上について。

厚労省のガイドライン案を説明し、今後登録販売者研修は義務づけられるのではないかと。

登録販売者研修については、既に県薬務課と協議している旨報告。

小野部長の提案で車椅子募金を実行する。

議長解任

4時 閉会の挨拶 二反田副会長より、不透明な現実もあるが、良い仕事ができるように利益が上がるように皆さまと一緒に努力したい。出席に感謝の言葉が述べられる。

引き続き 新年互礼会が開催される。